

赤羽地区の特定事業計画の検討状況

1. 特定事業計画の作成依頼

特定事業計画の作成にあたって、昨年度策定した北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】の特定事業に基づき、区でフォーマットを作成し、各施設設置管理者に特定事業計画の検討を依頼しました。回答を基に、各施設設置管理者と計画内容の調整を行い、全ての特定事業について、より具体的な実施内容を把握し、今後の進捗管理が可能な調書として取りまとめています。

取りまとめた特定事業計画（案）の具体的な内容については、参考資料2に示します。

2. 特定事業計画の回答状況

地区全体の生活関連施設等の施設数：218 施設

回答のあった施設数：205 施設

（平成 29 年 11 月 7 日現在）

3. 今後の進め方

今後も検討段階の各施設設置管理者と調整を行い、特定事業計画の検討を進め、第4回協議会で特定事業計画（案）について報告します。その後、必要に応じて個別調整を行い、特定事業計画【赤羽地区】として内容を決定します。来年度以降は、年に一度、特定事業計画の内容を基に各施設設置管理者に事業実施・進捗状況を報告していただき、進捗管理を行っていく予定です。

